

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 <small>(受取印)</small>	税務署長殿	※	一連番号	翌年以降 送付不要
納税地	(電話番号)	税	申告年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 名称 又は屋号		務	申告年月日	令和 年 月 日
個人番号 又は法人番号		整	申告年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		理	申告年月日	令和 年 月 日

【No.107】法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。
【No.109】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

（中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日）
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

第一表
令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		付割賦基準の適用	有	無	31
課税標準額	①				32
消費税額	②				33
控除過大調整税額	③				34
控除税額	控除対象仕入税額	④			35
	返還等対価に係る税額	⑤			41
	貸倒れに係る税額	⑥			
控除税額小計	⑦				
控除不足還付税額	⑧				13
差引税額	⑨			00	15
中間納付税額	⑩			00	16
納付税額	⑪			00	17
中間納付還付税額	⑫			00	18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬			19
	差引納付税額	⑭		00	20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮			21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯			22
この申告書による地方消費税の税額の計算					
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰			51
	差引税額	⑱		00	52
譲渡割額	還付額	⑲			53
	納付税額	⑳		00	54
中間納付譲渡割額		㉑		00	55
納付譲渡割額		㉒			
中間納付還付譲渡割額		㉓			
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔			58
	差引納付譲渡割額	㉕			

【No.99】①欄の金額は、附表2-1①のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、附表2-2の各欄)又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は附表2-1若しくは2-3①の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.98】電子申告義務がある法人(当事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社)の場合、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No.106】⑩欄及び㉑欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。

【No.108】㉖欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖

㉖ = (⑪ + ㉒) - (⑧ + ⑬ + ⑰ + ㉓) : 修正申告の場合
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付す